

小会社側ニ於テハ労働者側ニ於テハ雇服セサルニ於テハ新規車輛主
ヲ募集シ營業ヲ開始スルノ意欲ヲ有シ態度強硬ナリ

標記會社ニ於ケル労働争議ノ其後ノ状況左記ノ通ニ有之

記

一 調停課ノ斡旋ト労賃双方ノ主張

当應調停課ニ於テハ久シク紛糾シソ、アル本争議ヲ調停スベシ
本月十四日以來労賃双方ハ代表者ヲ呼ビ出シ四回滿解決方斡旋スル
所アリタルガ結局會社側ニ於テハ

一 社賃ハ八十五圓トスルコト

二 メーターハ無料貸與スルコト

三 修繕料ハ會社ニ於テ月一回負担ス

四 万石橋駅配車ニ対シテハ一名月三回、洗車料ヲ出スコト

五 新橋駅配車ニ対シテハ一名月洗車料トシテ五圓出スコト

六 量ニ解雇シタル従業員中ノ不良分子五名ヲ除キ新規採用
ノ形式ニ依ル復職ヲ認めルコト

七 右新規採用ニ当リテハ車輛ノ更新ヲナシ且ツ保証金二百圓ヲ新

ニ會社ニ出スコトヲ条件トス

等ノ主張ヲ固持シ

従業員側ニ於テハ之ニ對シ

一 社賃ハ六十四圓トスルコト

ヲ主張シ双方共其ノ主張ヲ採リテ議ラズ未ダ解決スルニ至ラズ其ノ
終トナリ居レリ

二 労働者側ノ動靜

労働者側ニ於テハ神田区通新石町七所在、争議園本部ニ依ル
幹部集合シ結束ヲ固メ居ルコト一方上野駅、万石橋、東京駅、新